

1 基本方針

農業は、食料等の農産物を安定供給するという本来の役割に加え、農業生産活動による国土や自然環境の保全といった多面的機能を有しており、このような機能を将来に渡って継続していくことが望まれている。

そのためには、化学肥料や農薬など化学的に合成された資材による環境への影響をできる限り低減し、環境の保全と生産性の維持・向上を図りながら、環境に配慮した農業を推進する必要がある。環境に配慮した農業の推進により、自然環境への負荷が軽減されるだけでなく、消費者に安全・安心な農産物を提供していくことにもつながる。

本市には、持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する空間が存在しており、今後とも、市民に安全・安心で良質な食料や、豊かな自然環境を提供できるよう、こうした環境の保全を推進していく必要がある。

農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式への転換を図るため、化学肥料や化学合成農薬など化学的に合成された資材の使用量の低減する「環境保全型農業」を推進する。

2 推進方策

本市はこれまでも環境保全型農業を推進するため、減農薬・減化学肥料栽培を進めてきたところであるが、いまだ環境に配慮した農業への取組は特定の地域・農業者に限定されている。今後は幅広い農業者の協力を得つつ、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を図る生産方式の面的拡大を図る。さらに、渡り鳥やおたまじゃくし、やご、どじょうなどの水生生物と共生する農業生産を推進するため、江の設置や冬期湛水管理など生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

3 施策の展開

環境保全型農業の定着のためには、環境保全に対する農業者への意識啓発、環境保全に有効な農業技術や資材等の普及や、これらに合わせた条件整備が必要であるだけでなく、消費者をはじめ流通・販売者の理解を得ながら、取組を進めていくことが必要である。

そのため、次のような施策を展開していく。

(1) 環境保全型農業の推進

有機質肥料を循環利用した活力ある土づくりを基本に、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減を進め、安全・安心な農産物を供給する環境保全型農業の普及を進める。

(2) 安心・安全な米づくりの推進

有機質肥料の施用や化学合成農薬の使用低減、適正な水管理、生産履歴の記入等により、安心・安全でおいしい米づくりなど、環境保全型の米づくりを推進する。

(3) 耕畜連携の推進

家畜排泄物の堆肥等の利活用、稲わらの堆肥化や家畜の飼料・敷きわら利用など、耕畜連携により資源の循環利用の仕組みづくりを進める。

(4) 食育の推進

「小千谷市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体が連携し、食育を推進する。

学校給食における米をはじめとした地場農産物の消費拡大により、地産地消や郷土の食への理解を深める。

(5) 都市・農村交流の推進

「グリーンツーリズム」の推進を通じ、都市住民や市民に農業・農村体験の機会を提供する。

(6) 「江」の設置及び冬期湛水管理等の推進

本市は日本一の大河信濃川が南北を縦断して流れており、多くの水資源に恵まれている。白鳥など多くの水鳥が飛来する地域であり、ほ場への「江」の設置や冬期間の水田の湛水により、疑似湿地を形成することで、多様な生きものの生息の場を提供する。また、湛水管理の実施によって得られる雑草の抑制や施肥効果などを活用し、環境保全型農業の推進を図る。

なお、実施に当たっては、次の事項に基づき取り組むこととする。

(共通事項)

- ・地域の農業者等の合意が得られていること
- ・実施ほ場に隣接するほ場の作物への障害とならないこと
- ・農業振興地域内の農地で実施すること

○冬期湛水管理について

(漏水防止)

- ・必要に応じて湛水開始前の畦塗りや、畦畔シート等による被覆を行うこと
- ・水持ちの良くない水田は秋代かきを行うこと

(湛水深の確保)

- ・沢水やため池からの水の引き込みなど適切な取水措置を講じること
- ・こまめに水田を見回り、水位の低下に注意すること

(ワキの防止)

- ・水稻の収穫後速やかに秋すき込みを行い、稲わらの分解を促進すること
- ・秋すき込みを行わない場合、3cm程度の浅水湛水を数日間続け、稲わらを落ち着かせた後に湛水を開始すること

(地耐力の確保)

- ・春作業に支障を来さない程度に田面を乾かすこと
- ・中干し期間は地域の栽培暦等に従って適切に行うこと

○江の設置

(江の延長)

- ・ほ場区画 10 アール当たり原則 10m 以上とし、10 アール当たり 10m に満たない場合は、設置した江の長さ 1m を 1 アールと換算することで、取組面積を調整するものとする。

(江の形状)

- ・深さ 20cm 以上かつ水面幅 30cm 以上、又は、深さ 10cm 以上かつ水面幅 50cm 以上とすること

(湛水期間)

- ・水稻の本田内において中干し開始から 8 月中旬までの間、常時、湛水状態を維持すること
- ・「江」内に農薬や除草剤を混入させないこと

○その他

- ・渡り鳥やおたまじゃくし、やご、どじょうなどの水生生物の生き物の生息状況について、農業者等に対して周知する。